

社会福祉法人みその会

令和6年度 事業計画

<事業計画の概要と基本理念>

北陸大震災から始まった2024年。自然災害の恐ろしさを見せつけられ、災害等からどう身を守るのか考え、また人との繋がりや助け合いの大切さを再認識した年始となりました。

来年は団塊の世代がすべて75歳を迎え、医療・介護のニーズが急速に増大する「2025年問題」を迎えます。介護・福祉の必要性がさらに高まり、社会福祉法人としての存在意義も大きいものとなっていきます。当法人として地域との繋がりを大切に、社会の支えるためには何が出来るのかを考え、変革する社会様式に対応できる体制を構築していかなければなりません。

本年は介護保険制度改正があります。社会課題を見据え時代に合ったサービスが提供できるよう努めます。

昨年度は第三者評価を受診することで、職員間に法人の在り方や多職種連携など共通認識を持つことが出来ました。「地域との関係を大切にし、利用者に寄り添ったサービス提供」に取り組んでいる点を評価して頂き、法人理念の浸透を確認できました。また継続した事業運営のための課題に気づかせていただき、引き続き法人理念を基本に継続した事業運営に取り組みます。

そして、小さい法人ならではの良さを大切に、みその会の前身となるNPO法人ケアリングと協力することで、地域の中核となる法人になるよう努めます。

社会福祉法人みその会基本理念

社会福祉法人みその会では、公益性・公共性・純粋性を軸とした法人理念を掲げます。

1. 公益性に基づき、私達の活動が社会全体の利益となり、地域社会を支える柱となるよう社会福祉事業に努めます。
2. 公共性の高い社会福祉活動を実践する為、法令遵守に努め、地域社会に広く貢献できるよう努めます。
3. 地域社会に関かれた法人となるよう透明性を確保し、純粋性を重視した社会福祉事業に努めます。

理 念

【 いつも笑顔で、自分らしく生き生きと……。】

地域と共に、あなたと共に歩み続けます。 　】

【基本方針】

- いろいろなご利用者様が、自分らしく生き生きと在宅で生活できるよう、一人ひとりとしっかり関わります。
- 地域の方々と共に歩いていける法人を目指します。
- 事業基盤を確立し、質の高い職員の育成と安定確保を通じて、サービスの質の向上に努めます。
- 職員が自らの資質向上に努めながら持続的に働くことができる職場環境を作ります。

社会福祉法人みその会

令和6年度 事業計画

1. 法人本部

【長期的重点計画】

●地域社会に開かれた事業所

- 地域社会を支える柱となるよう社会福祉事業に努め、地域社会に広く貢献できるように社会貢献活動に努めます。

【中期的重点計画①】事業基盤の確立】

●継続した求人活動

- 少子高齢化に伴い労働人口の減少を見据え質の高い福祉サービスの提供、事業展開に不可欠な人員確保のために様々な求人活動を続けていきます。

●働きやすく働き続けられる職場づくり

- 年1回の職員個別面談を実施し、業務に対しての意見等を汲み取り、安定して働けるよう努めます

●質の高い職員育成とサービスの質の向上

- 介護知識や高齢者への理解を深めるための研修会を定期的に行い、全体的なサービスの質の向上を図ります。
- 職種別やそれぞれの経験年数に応じた研修制度、人事考課制度を取り入れ職業意欲の向上に努めます

【中期的重点計画②】地域貢献活動

- 包括ケアシステムの推進
 - ・超高齢化社会を支えるため、地域の課題を把握し関連機関との連携を図り、社会福祉法人としてやるべきことに取り組みます。
- 地域共生の社会の実現
 - ・グループ法人である NPO 法人ケアリングと協力し地域の生活・福祉課題を把握し、連携を取りながら社会福祉の充実に努めます。

【短期的重点計画①】健全な経営

- 安定した経営
 - ・安定した稼働率を確保し、経営面からの分析や情報収集に努めます。
 - ・法令遵守し、各種規程類や必要書類の整備に努めます。
- 介護報酬改定に伴う、加算取得
 - ・サービス向上にもつながる各種加算の取得獲得をしていきます。
- 運営会議・経営戦略会議の定例化
 - ・各管理者との情報の共有化を図り、法人の課題について方向性を定め、スピーディに対策を検討し実践していきます。

【短期的重点計画②】業務課題の把握と各種委員会機能の充実

- 各種委員会の確立
 - ・各種委員会議の定例化を図り課題解決に専門的に取り組むことで、職員全体の意識、業務意欲の向上を目指します。
- 業務改善委員会の設置
 - ・業務上の課題を職員全体で認識し、PDCA サイクル回すことで問題解決に努めます。

【短期的重点計画③】感染症・災害への対策整備

- 非常災害対策
 - ・非常災害を想定した BCP を職員全体で周知・避難訓練等を実施し、災害時には地域住民との連携を図ります。
- 感染症予防及びまん延防止のための対策
 - ・感染症対策委員会を設置し、定例開催をするとともに BCP をもとに業務の継続に努めます。
 - ・感染症予防やまん延防止のための研修会を開催します。

【短期的重点計画④】地域との交流及び地域活動への参加

- 地域活動への参加
 - ・地域で行われている防災活動やお祭り活動に参加し地域との交流をはかり、顔の見える関係を構築し、地域貢献に努めます。
 - ・美園町区の会合や夏祭り等に参画し、協賛施設として地域貢献を図ります。

2. 通所介護事業

【中期的重点計画①】 職員の質の向上

● 職員の資質向上

- ・ 新たな事業展開に対応し、先を見据えることができる職員となるよう資質向上に努めます。具体的には、全職員の役割を再度明確化し、個々の役割に責任と考える力が向上するよう努めます。
- ・ 職員振り返りシートを活用し、各職員の自己課題（目標）を明確にします。明確にすることで、課題（目標）に取り組みスキルアップを目指します。
- ・ 定例（職員会議内）で実施する事業所勉強会や、外部講師による法人内研修を計画し、職員全体が資質の底上げとなるよう実施します。

職員自らが講師を務め、発進する力をつけるように努めた研修会を実施します。

- ・ 「生活相談員」「介護職員」「看護職員」と部門ごとに取り組みを整理し、誰が主として進めていくのかを明確化し、責任を持たせることで育成に繋げる。あくまで、責任を持って発進することであり、部門だけで取り組むのではなく、部門者が全体に周知を図るよう窓口として発進し実施していく。

「生活相談員」

1. 継続的なケースカンファレンスの実施（介護計画の見直し・周知）
2. 家族支援を視野に入れた家族交流会の検討

「介護職員」

1. 基礎ケアの充実
2. 各職員の役割の明確化
3. 新たな行事等の取り組み（立案→発信→実施）
4. 検討課題や日々の業務の振り返りなどの定期的な意見収集の実施
5. 記録の電子化、記録の徹底

「看護職員・理学療法士・作業療法士」

1. 医療的処置の必要なご利用者様への対応や他機関との連携
2. 感染症対策（対象利用者の把握）の徹底と職員周知への発信
3. 機能訓練の実施（個別リハとグループリハの取り組み）

「管理栄養士」

1. 日々の昼食における嗜好調査
2. 厨房関係での衛生管理

【中期的重点計画②】 日中活動の充実

● 自宅での活動や自立（自律）生活につながる活動のあり方

- ・ 毎年実施しているご利用者様への意向調査を基に、個々の得意を把握し、役割を担って頂くことで自主決定を尊重した選択できる活動内容を提供します。
- ・ ご利用者様やご家族様のニーズに沿ったサービスを展開し、ご利用者様の「個」を大切にしたい個別的なサービス提供の取り組みを実施します。
- ・ 活動内容を通じて、一人ひとりとしっかりと関わり、生活意欲を引き出せる過ごし方を提供できるよう努めます。
- ・ 施設内に閉じこもらないよう、地域行事やイベントなどをはじめとした近隣の外出を積極的におこなっていきます。
(コロナウイルス感染症の状況により、施設内で行える行事を検討実施します。)

【中期的重点計画③】 地域との交流および地域活動への参加

●地域との交流と地域への発信

- ・ボランティアなど地域の方々を積極的に受け入れ、地域の方々が気楽に訪問して頂ける事業所となるよう努めます。
- ・他団体との交流や美園町区の行事などへ積極的に参加し、散歩や外出などの屋外活動を通じて、地域との関係性の構築と信頼を深めます。
- ・定期的にお世話になっているボランティア団体との定例集会を継続し、意見交換の場となるように努めます。

【短期的重点計画①】 通所介護事業の基盤整備

●通所介護事業の稼働率の確保

- ・事業基盤の安定化として、職員全員が経営意識を持ち、さらなるご利用者様の確保に努めます。
- ・平日の利用者登録数を30名とし、年間を通して1日の平均利用者数の目標数値を26名に設定し、稼働率と職員意識の向上に努めます。(年間稼働率87%以上を目標とする)
- ・各利用者の利用満足度を上げていく為、個々の聞き取りから望まれる生活を理解しサポートしていきます。

●介護報酬改定に伴う、加算取得の整備

- ・認知症加算取得のための、資格要件についての人員整備を行う。
- ・科学的介護情報システム(LIFE)の活用及び加算取得
科学的に効果が裏付けられた自立支援・重度化防止に資する質の高いサービス提供の推進を目的とし、LIFEを用いた厚生労働省へのデータ提出とフィードバックの活用による、PDCAサイクル・ケアの質の向上を図る

●広報誌の発行やホームページを通じての情報発信

- ・SNS(ホームページ・インスタグラム・フェイスブック等)を活用し、より多くの方々に取組み内容を知って頂けるよう情報発信に努めます。
- ・新たな事業所パンフレットを作成し、事業所認知度を高めます。

【短期的重点計画②】 サービスの安定的な提供

●感染症・災害対策の徹底

- ・事業所内換気及び館内清掃・消毒の徹底。職員及びご利用者のマスク着用の徹底。感染予防に対する環境整備
- ・委員会の開催、指針の整備、研修、訓練(シミュレーション)などの実施により、サービスが継続的に提供できる体制を構築します。

●高齢者虐待防止・身体的拘束などの適正化の推進

- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ・従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施。
- ・利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。
- ・身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する

●安定的にご利用者様を受け入れられる体制作り

- ・より多くのご利用者様にご利用頂けるように、業務実施体制を見直し、重度なご利用者様でも一人ひとりを大切にできる接遇を徹底します。
- ・交代勤務でも円滑に業務が遂行できるように努めます。具体的には職員間での情報共有の工夫や、サービスの標準化、各種マニュアルの見直しを推進します。

3. 居宅介護支援事業

【中期的重点計画①】事業基盤の確立

- 介護支援専門員の人員確保及び主介護支援専門員の育成
 - ・介護支援専門員の人員確保及び主任介護支援専門員の育成をすることで、居宅介護支援事業所の事業継続を図っていきます。

【中期的重点計画②】地域の活性化

- 地域の課題やニーズを発掘
 - ・いきいき地域カフェを開催及び事例検討会を開催することで、地域の課題やニーズを発掘し、新たな社会資源を作り地域が活性化できるように努めます。

【短期的重点計画①】人材育成

- 法人理念を実現できる人材育成
 - ・人の暮らしの質、人生の選択に直結する仕事であり、良質なケアマネジメントを提供できる人材を育成するために、OJTを通して、法人理念及びケアマネジメントの本質の理解を深めていきます。
 - ・個人目標を立て課題の把握、解決をすることによりスキルを高めていけるように努めます。
- 積極的な研修の参加
 - ・法人研修年間計画及び事業所研修計画に基づき、介護支援専門員委員会等が主催する研修、地域の介護支援専門員の会議、法人内研修等に参加し、知識を深めスキルアップに努めます。
 - ・研修参加後、会議等で情報の共有を図ります。
 - ・他法人の居宅介護支援事業所と共同で行う事例検討会等を実施します。
- ケアマネジメントの充実
 - ・公正中立なケアマネジメントを行い、利用者が住み慣れた地域で必要なサービスが切れ目なく提供できるように保険者、医療、介護等と連携を取り情報共有に努めます。
 - ・利用者、家族の多様なニーズに対応、利用者満足度調査等、PDCAサイクルを行い、質の高い支援が提供できるように努めます。
 - ・併設されているデイサービスと連携が取りやすいというメリットを生かし、よりよいサービスを提供していきます。
 - ・利用者及び家族とのコミュニケーションを大切にした支援を提供いたします。
 - ・必要に応じてマニュアルの見直しをしていきます。

【短期的重点計画②】事業所運営の安定化

- 安定した利用者数の確保
 - ・事業所内で月平均45件を設定し、事業所運営の安定化に努めます。
 - ・法令順守し加算算定要件の制度の理解をするとともに、確実に加算を取得します。

【短期的重点計画③】感染症、災害への対応の強化

- 感染症予防策予防及びまん延防止のための対策
 - ・感染予防の基本的対策に努めます。
 - ・感染症の予防及びまん延防止のための訓練、指針の整備、対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知します。
 - ・感染症が発生及びまん延した場合であっても業務継続できるよう計画等を策定し

ます。

●災害時対策

- ・災害時、必要なサービスが継続的に受けられるように地域と連携した対応ができるように努めます。
- ・災害発生時における業務継続に向けた計画等の策定し、必要な研修や訓練を定期的に実施します。

【短期的重点計画④】苦情や相談について対応

●苦情、相談対応の強化

- ・利用者及び家族、各支援者等からの苦情および相談については、迅速に対応できるように努めます。
- ・保険者、包括支援センター、各支援者等と連携を取りながら解決に向けて努めます。

【短期重点計画⑤】高齢者虐待防止の推進・身体的拘束等の適正化の推進

●高齢者虐待防止の推進

- ・虐待の発生またはその再発を防止するための対策を検討する委員会の定期的開催し、その結果について従業者に周知を図ります。
- ・必要な指針を整備し、研修を定期的実施、これらを適切に行えるように担当者を置きます。

●身体的拘束等の適正化の推進

- ・利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならないこと、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむ得ない理由を記録します。

【短期的重点計画⑥】地域との交流

●地域住民との交流

- ・地域住民との交流を通じ、顔の見える関係作りを積極的に努めます。
- ・グループ法人である喫茶わかばと連携を取り、毎月テーマを決めながらいきいき地域カフェを開催し、地域の一員として信頼関係を構築します。